

平成 31 年2月 21 日

平成 30 年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案募集について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成 29 年個人情報保護委員会規則第2号)第3条第2項の規定に基づき,平成 30 年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項(提案の募集要綱)を以下のとおり公示します。

### 1 募集期間

平成 31 年2月 27 日(水)から平成 31 年3月 29 日(金)17時15分まで

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは,本学ホームページ(Web サイト)に掲載しています。

<http://www.shinshu-u.ac.jp/info/pdf/akojin.pdf>

### 3 提案の主体(提案者の要件)

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば,個人,法人その他の団体の別を問いません(注1)。

ただし,規程第5条の規定により,次に掲げる①から⑥まで(欠格理由)のいずれかに該当する者は提案できません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 未成年者,成年被後見人または被保佐人</li><li>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li><li>③ 禁固以上の刑に処せられ,又は法,個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第57号)若しくは独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定により刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li><li>④ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第58号)第 44 条の 14 の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され,そ</li></ul> |
|---|

の解除日から起算して2年を経過しない者

- ⑤ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項(同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

注1 代理人による提案を行う場合は、委任状を添えて提出してください。

#### 4 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類(以下「提案種類」という。)を提出してください。

##### ○提出書類

###### ① 提案書

- 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書  
(別紙様式第1号)

###### ② 添付書類

- 誓約書 (上記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面)
- 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面  
(任意様式)
- 提案をする者の本人確認書類(注1)
- 委任状(代理人の権限を証する書面)(注2)
- その他本学が必要と認める書類(注3)

注1 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証のいずれかの写しを添付してください。

注2 代理人による提案をする場合に限りです。

注3 必要に応じ、提案書受領後に本学より連絡します。

##### (2) 提案書類の提出方法

持参又は郵送・信書便により、提案書類2部をこの募集要綱の最後に記載されている

「本件に関する連絡先・書類の提出先」まで提出してください。

- ・ 持参による場合は、平日の午前8時30分から17時15分まで
- ・ 郵送や信書便による場合は、封筒の表面に「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

## 5 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第44条の6各号(欠格理由)のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則(注)で定める基準に適合するものであること。
- ④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法から見て必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

(注)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成29年個人情報保護委員会規則第2号)

## 6 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

なお、提案が審査基準に適合しないと認める場合は、審査結果通知書に理由を付し、その旨を通知します。

## 7 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

前項の通知を受けた者は、契約の締結の申込書及び利用に関する契約書(書類2通)の書類に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

## 8 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、本公示の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提出した独立行政法人等非識別加工情報の著作権は、本学に帰属します。
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

## 9 提案に関する連絡先

提案の手続き等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ○本件に関する連絡先・書類の提出先

〒390-8621

長野県松本市旭3丁目1-1

国立大学法人 信州大学総務部総務課 個人情報担当

電話 : 0263-37-2123

E-mail : soumu-monbu@shinshu-u.ac.jp

(送信時は@を小文字にしてください)

別記様式第1号（第4条第1項関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人信州大学 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名

印

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

連 絡 先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項

#### 4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

(1) 利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

#### 5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

#### 6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体  CD-R  DVD-R

(2) 提供方法  窓口受領  郵送

#### 記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人信州大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、国立大学法人信州大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期

間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第4条第4項第1号関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人信州大学 殿

（ふりがな）

氏 名



（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の  
団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、  
代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

第44条の5第3項

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12第2項において

準用する第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。